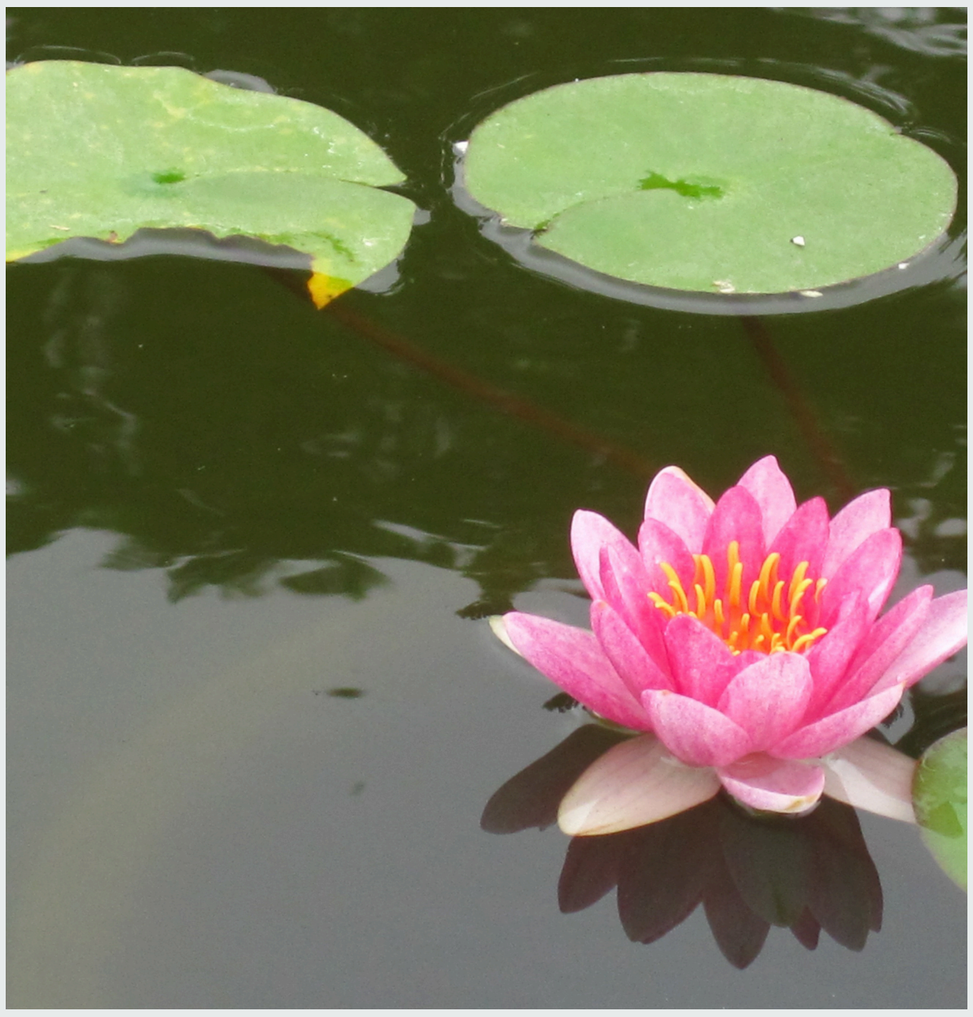
Izumigaoka primary school







泉が丘小
ガイドブック
2026/令和８年度

本校HP QRコード

028-661-2255

もくじ

Ⅰ　学校経営計画(グランドデザイン)・・・・・・　Ｐ 1
Ⅱ　令和８(2026) 年度年間行事予定・・・・・・　Ｐ 2
Ⅲ　学校の日課・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ 4
Ⅳ　生活の約束　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ 5
Ⅴ　学習の約束　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ 7
Ⅵ　お知らせとお願い　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ 8
　１　欠席等（感染症罹患を含む）の連絡について
　２　登下校について
　３　来校の際のお願い
　４　個人情報の保護について
　５　携帯電話の持ち込みについて
　６　宇都宮市学校デジタル連絡ツール（さくら連絡網）について
　７　体育着等の購入について
　８　表彰について
　９　タブレット(１人１台端末)貸出に関する注意事項
　10　その他
Ⅶ　保健室からのお願い　・・・・・・・・・・・・　Ｐ15
Ⅷ　学校給食について　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ23
Ⅸ　学校徴収金について　・・・・・・・・・・・・　Ｐ24
Ⅹ　就学援助について　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ26
Ⅺ　転校の手続きについて　・・・・・・・・・・・　Ｐ28
Ⅻ　ＰＴＡ活動について(案)　・・・・・・・・・・　Ｐ29

宇都宮市立泉が丘小学校
〒３２１－０９５２
宇都宮市泉が丘７丁目１２－１４
ＴＥＬ　０２８－６６１－２２５５
E-mail:izumi-e@ueis.ed.jp



泉が丘小キャラクター「泉の水の妖精」

令和8年度 宇都宮市立泉が丘小学校 学校経営計画（グランドデザイン）

日本国憲法　教育基本法
学校教育法・学校教育法施行規則
小学校学習指導要領
第4期教育振興基本計画
とちぎ教育ビジョン(2026-2030)
第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画

【学校教育目標】

よりよい社会と幸福な人生を切り拓き，未来の創り手となれるように，確かな学力と豊かな心，健やかな体をもち，これからの社会を力強く生き抜くことができる力をもった，たくましい児童を育成する。



◆ 泉が丘地域学校園教育ビジョン ◆
望ましい人間関係をつくり，
進んで学び合う児童生徒の育成
～学びの泉 おもいやりの泉 げんきの泉～

目指す学校像

1 児童が夢と希望をもち，明るく活気に満ちた学校
2 気持ちのよい環境で，温かい心の触れ合いにあふれ，仲間と共に仲よく学べる学校
3 家庭・地域と連携した教育活動を推進し，信頼される学校

「児童一人一人が，
みんなと共に 生き生きと輝く学校」

学校経営の方針

(1)一人一人を尊重し，人格の形成を目指す学校　〔一人一人のよさや個性を大切にしよう〕
(2)しなやかに生き抜くための資質・能力を確実に育成する学校　〔日々の授業に最善を尽くそう〕
(3)思いや願いを豊かに表現できる学校　〔明日も来たいと思う学校・学級をつくろう〕
(4)「社会に開かれた教育課程」を実現し，家庭・地域に信頼される学校　〔地域や保護者と共に子供を育もう〕
(5)教職員が学び続け，生き生きと働ける学校　〔自ら学び，生き生きと働こう〕

目指す教職員像

1 子ども一人一人を見守り，励まし，自信と志を育む教職員
2 児童集団の価値ある学びと生活を充実させ，自覚と責任・意欲を育む教職員
3 地域とつながり，共に育て，未来社会への希望を育む教職員
4 謙虚な姿勢で学び続け，生き生きと職務にあたり，信頼される教職員

具体目標（目指す児童像）

知 しっかり学ぶ 泉っ子
～進んで学び，基礎・基本をしっかり身に付ける子～

努力点① 確かな学力の向上
◆主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
・「わくわく」のある単元構想や授業展開の工夫
・各教科等の「見方・考え方」を働かせる課題設定
・「宇都宮モデル」の質的向上
・言語活動の活性化と「書く」活動の習慣化
◆基礎・基本の確かな定着
・めあての確認と振り返りの確実な実施
・見通しをもった学習活動の展開
◆教科担任制の推進
・専門性を生かした授業展開と学級担任との連携
◆教科横断的な視点に立った資質・能力の育成
◆家庭学習への意欲の向上と習慣化

知 よりよく生かす 泉っ子
～学びをもとに考え，問題解決ができる子～

努力点② グローバル社会に対応する教育の推進
◆「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化の推進
・個に応じた指導と習熟度・TT授業等の充実
・ICT機器や協働学習ツールの効果的な活用
・「わくわく」のある探究活動の展開
◆未来を生き抜く力の育成
・情報活用能力の育成とデジタルシティズンシップ教育の推進
・プログラミング学習を生かした論理的思考力の育成
・「持続可能な社会」に対応する教育の推進
・外国語科・外国語活動を生かしたコミュニケーション能力の育成
◆宮・未来キャリア教育の推進
◆外国人児童等への指導・支援の充実

徳 なかよく生きる 泉っ子
～自分の生き方を考え，誠実で思いやりがある子～

努力点③ 豊かな心を育む教育の推進
◆宮っ子心の教育の推進
・道徳科の充実と学業指導の推進
・自己肯定感・自己有用感を高める活動の充実
◆豊かな感性を育む活動
・生活を整える規範意識の醸成
・体験活動・読書活動の推進 ・あいさつ運動の推進
・特別活動の活性化と縦割り班活動の充実
◆問題行動や不登校等への組織的対応
・未然防止，早期発見・早期対応のための児童理解
・いじめ・不登校を生まない指導・支援の充実
◆一人一人の「いいね」を生かす学年・学級経営の充実
◆地域社会・関係機関との連携の強化

体 元気でがんばる 泉っ子
～健康や安全に気を付け，元気に生活できる子～

努力点④ 健康で安全な生活を実現する力の育成
◆運動に親しむ資質・能力の育成
・「楽しく」体を動かす環境づくりの推進
・自らの健康や体力を知り自己管理する力の育成
・発達段階や実態に応じた運動量を確保した授業の展開
◆食育・保健指導の充実
・望ましい食習慣の定着と食に対する感謝の念の育成
・個に応じた保健・給食指導
・感染症の予防と適切な行動
◆安全教育・校内安全指導の充実・徹底
・危険察知能力の育成と安全意識の向上
・交通安全指導の充実と安全点検の徹底

★学校キャラクター 泉の水の妖精★



イズミちゃん　ガッちゃん　オカちゃん

努力点⑤ 家庭・地域と連携・協働し，郷土愛を醸成する教育の推進
◇家庭・地域と共にある学校づくりの推進
・社会に開かれた教育課程の実現
・家庭との連携・協力 ・地域団体等との連携
・魅力ある学校づくり地域協議会との連携・協働
・学校支援ボランティア活動の充実
・幼小連携の推進と架け橋期の教育の充実
◇郷土への愛情を育む学習の推進
・地域人材・自然・文化財を生かした教育活動の充実
◇泉が丘地域学校園を生かした学校運営の推進
・小中一貫教育の推進
◇積極的な情報発信と地域・家庭との相互理解の促進
・学校HPの充実 ・「さくら連絡網」の有効活用

努力点⑥ 学校運営の適正化と教育環境づくり
◇業務の効率化と教育の質向上を意識した働き方改革の推進
・校務分掌の適正化と文書管理の徹底，日課等の更なる改善
・ICTの有効活用による効率化と児童と向き合う時間の確保
・教職員の業務に対する意識改革とライフワークバランスの充実
◇教育活動におけるマネジメント機能の充実 ◇組織力の向上
◇カリキュラム・マネジメントの推進 ◇教育予算の適切かつ効果的な運用

令和８年度重点合言葉 「いいね」と「わくわく」がいっぱい！楽しい学校 泉が丘

令和８年度　年間行事予定表　宇都宮市立泉が丘小学校【保護者用】

令和８年３月２３日現在

４月			５月			６月			７月			８月			９月		
1	水	学年始休業（～7日） 辞令交付・着任 職員会議①	1	金	安全点検　1年5時間開始 視力3年　希望懇談④ 6年全国学テ児童質問調査	1	月	安全点検　登校指導（P） いじめゼロ強調月間　児童代表委員会②	1	水	安全点検 教育相談③朝清掃 職員会議⑥	1	土		1	火	安全点検　視力6年 いじめゼロ強調月間
2	木	職員会議② 安全点検 時間割編成	2	土		2	火	体力テスト（3・4年）	2	木	教育相談④ 委員会活動④ ICC文庫③5校時コミセン 2年3組	2	日		2	水	職員会議⑦（予算委員会） 友達ふやそう大作戦③ 学校支援ボランティア作品整理
3	金	補助教材選定委員会	3	日	憲法記念日	3	水	児童朝会（給食・環境・掲示） 体力テスト（2・5年） 職員会議⑤（図書選定・予算委員	3	金	教育相談⑤朝清掃	3	月		3	木	視力5年 ICC文庫⑤5校時コミセン 2年4組 委員会活動⑤（振返り）
4	土		4	月	みどりの日	4	木	眼科検診　全学年 体力テスト（1・6年） 委員会活動③	4	土		4	火		4	金	視力4年
5	日		5	火	こどもの日	5	金	体力テスト予備日	5	日	市P連ソフトボール大会 2日目	5	水		5	土	PTA親子クリーン大作戦
6	月		6	水	振替休日	6	土		6	月	登校指導（P） 教育相談⑥ 職員研修⑤	6	木		6	日	敬老会
7	火	学年始休業日終了日	7	木	歯科検診 チャ・6年・欠席者 委員会活動② PTA第1回部会・委員会1日目	7	日	市P連ソフトボール大会 1日目	7	火		7	金		7	月	視力3年 職員研修⑫
8	水	【特5】 着任式・第1学期始業式 職員会議③	8	金	視力1年 校内支援委員会① PTA第1回部会・委員会2日目	8	月	食事マナー重点週間（～12日） プール開き 職員研修③	8	水	読書ボランティア② 避難訓練③（不審者） 友達ふやそう大作戦② 職員研修⑥（エビペン）	8	土		8	火	視力2年
9	木	【特5】2～5年【特6】6年 入学式準備6校時	9	土		9	火	交通安全教室	9	木	水泳競技大会 PM	9	日		9	水	読書ボランティア③　視力1年 避難訓練④（業間・竜巻） 校内支援委員会②
10	金	入学式（6年参加） 【特3】1年 小中一貫の日運営会議①	10	日		10	水	表彰①　口座振替日 友達ふやそう大作戦①（顔合わせ） 職員研修④（児童指導）	10	金		10	月	口座振替日	10	木	視力チャ クラブ活動⑤（振返り）
11	土		11	月	子ども見守り隊との対面の会（下校時） 聴力1・2年 PTA役員会・運営委員会①	11	木	ICC文庫①5校時コミセン　2年1組 クラブ活動②	11	土		11	火	山の日	11	金	
12	日		12	火	【特5】 心臓検診1・4年	12	金	地域協議会①	12	日	市P連ソフトボール大会 2日目予備日	12	水		12	土	
13	月	1年3時間 お迎えの会・登校班確認2校時 身体計測6年	13	水	朝会①（講話） 内科検診(5-3・5-4・1年・チャ) 職員会議④	13	土		13	月	職員研修⑦	13	木	学校閉庁日	13	日	
14	火	1年3時間，2.3年6時間 身体計測4・5年 離任式（6校時）	14	木	聴力3・5年	14	日	市P連ソフトボール大会 1日目予備日	14	火		14	金	学校閉庁日	14	月	登校指導（P） 学校生活アンケート② 職員研修⑬（児童指導）
15	水	1年3時間　計測・視・聴チャ 避難訓練①（地震・火災） 職員研修①	15	金	【特5】 運動会全体練習2校時	15	月	登校指導（P） 学校生活アンケート①	15	水	児童集会	15	土	学校閉庁日	15	火	
16	木	1年給食開始 1年4時間 身体計測1年委員会活動① 宇小教研定期総会・研修会	16	土	PTA親睦ソフトボール	16	火		16	木	表彰② 6年着衣水泳 プール納め クラブ活動④ ICC文庫④6校時コミセン音楽クラブ	16	日	学校閉庁日	16	水	表彰③
17	金	1年4時間 身体計測2・3年	17	日		17	水	読書ボランティア① 授業参観 5校時 （オープンスクール①）	17	金	1学期前半終了 朝会②（講話・スピーチ）	17	月		17	木	4年自転車免許事業 PTA役員会・運営委員会②
18	土		18	月	登校指導(P)	18	木	クラブ活動③	18	土		18	火		18	金	
19	日		19	火		19	金		19	日		19	水		19	土	
20	月	1年4時間 視力6年 児童代表委員会① 5年CBTとちまるスタートチェック(国・算)・児童アンケート 1～3校時 小中一貫の日推進会議①	20	水		20	土		20	月	海の日	20	木		20	日	
21	火	1年4時間 歯科検診(1・3・5年)	21	木	クラブ活動①	21	日		21	火	夏季休業日　開始日 個人懇談① 職員研修⑧	21	金		21	月	敬老の日
22	水	1年4時間 【特5】　地域確認 内科検診(5-1・5-2・6年)	22	金	【特5】1～5年 6年運動会準備 6校時	22	月		22	水	個人懇談② 職員研修⑨	22	土		22	火	国民の休日
23	木	1年4時間　歯科検診 2・4年 6年全国学力学習状況調査（国・算） 地域確認（予備）	23	土	運動会	23	火	5年　冒険活動教室	23	木	個人懇談③ 職員研修⑩	23	日		23	水	秋分の日
24	金	全学年5時間授業・朝清掃 視力5年 PTA総会・授業参観・学級懇談会・ 避難訓練②（1年引渡し訓練）	24	日	運動会予備日	24	水	5年　冒険活動教室	24	金	個人懇談④ 職員研修⑪	24	月		24	木	ICC文庫⑥5校時コミセン 1年1組
25	土		25	月	運動会振替休日	25	木	5年　冒険活動教室 3年歯の健康教室(2校時) ICC文庫②5校時コミセン 2年2組	25	土		25	火		25	金	4年市施設巡り
26	日		26	火	内科検診(2-3・2-4・3年)	26	金		26	日		26	水		26	土	PTA親睦バレーボール
27	月	口座振替日 1年4時間　視力4年 【特5】希望懇談①	27	水	児童朝会（企画・放送） 職員研修②（心肺蘇生法）	27	土		27	月	個人懇談⑤ 職員作業(備品整理)	27	木		27	日	泉が丘地域防災訓練
28	火	1年4時間　希望懇談② 内科検診(2-1・2-2・4年)	28	木	耳鼻科検診　全学年	28	日		28	火		28	金		28	月	【特5】学期末短縮①
29	水	昭和の日	29	金	色覚検査4年希望者	29	月	教育相談① CBTとちまる定期チェック①（～7/10） 小中一貫の日合同研修会(泉中)　全体会・運営②・4部会分科会①15:35～	29	水		29	土		29	火	
30	木	1年4時間　希望懇談③ 視力2年 交通指導員さんとの対面の会	30	土		30	火	教育相談②	30	木		30	日	夏季休業日　終了日	30	水	【特5】学期末短縮② 表彰④
			31	日					31	金		31	月	1学期後半開始 朝会③（講話）			

★ 今後 変更になる可能性がありますのでご了承ください。

１０月			１１月			１２月			１月			２月			３月		
1	木	安全点検 委員会活動⑥	1	日		1	火	安全点検	1	金	元日 年始休業	1	月	登校指導(P) 安全点検 学校生活アンケート④ CBTとちまる定期チェック③・児童アンケート(～2/12)	1	月	安全点検 清掃週間(～12日) 登校班長引継ぎ（昼休み）
2	金		2	月	登校指導(P) 安全点検 校内読書月間 落ち葉拾い月間 CBTとちまる定期チェック②(～11/13) 職員研修⑮（総合訪問準備）	2	水	児童朝会（栽培・保健） 友達ふやそう大作戦⑥ 職員会議⑩	2	土	年始休業	2	火		2	火	6年生を送る会
3	土		3	火	文化の日	3	木	委員会活動⑧	3	日		3	水	読書ボランティア⑧ 職員会議⑫	3	水	表彰⑨ 職員会議⑬
4	日		4	水	**総合訪問**	4	金		4	月	学校閉庁日	4	木	委員会活動⑩(振返り)	4	木	
5	月	登校指導(P)	5	木	委員会活動⑦	5	土	【特3】 全市一斉土曜授業日 学校自由参観	5	火	学校閉庁日	5	金	小中一貫の日運営会議⑤	5	金	6年奉仕作業
6	火		6	金	3年 校外学習	6	日		6	水		6	土		6	土	
7	水	読書ボランティア④ 職員会議⑧	7	土		7	月	教育相談①　朝清掃 小中一貫の日4部会分科会②	7	木	冬季休業日　終了日	7	日		7	日	
8	木		8	日	泉が丘地域まつり	8	火	教育相談②	8	金	朝会⑤(講話) 2学期後半開始 安全点検	8	月	表彰⑧ 職員研修⑳(学習内容定着度分析)	8	月	登校指導(P)
9	金	口座振替日 第1学期終業式 (スピーチ・講話)	9	月	児童代表委員会③ 泉が丘中宮チャレ(～13日) 小中一貫の日運営会議③	9	水	学習内容定着度調査・アンケート(仮) 職員研修⑰	9	土		9	火		9	火	
10	土		10	火		10	木	教育相談③　口座振替日 地域学校園おべんとうの日 クラブ活動⑧	10	日		10	水	口座振替日 朝清掃 授業参観・学級懇談会	10	水	卒業式予行
11	日		11	水	読書ボランティア⑤ 友達ふやそう大作戦⑤ 職員研修⑯	11	金	教育相談④　朝清掃 中学校保護者説明会	11	月	成人の日	11	木	建国記念の日	11	木	中学校卒業式
12	月	スポーツの日	12	木		12	土		12	火	小中一貫の日推進会議② 校外学習業者選定委員会	12	金	地域協議会③	12	金	
13	火	学期間休業	13	金	6年 乗り入れ授業？	13	日		13	水	読書ボランティア⑦ 職員会議⑪	13	土		13	土	
14	水	学期間休業	14	土		14	月	登校指導(P) 教育相談⑤	14	木	委員会活動⑨ 小中一貫の日運営会議④	14	日		14	日	
15	木	第2学期始業式 (講話)	15	日	市P連バレーボール大会 1日目	15	火		15	金	6年中学校訪問（全市一斉）	15	月	登校指導(P) チャレンジ個人懇談(～27日) 職員研修㉑(次年度の課題)	15	月	
16	金	演劇鑑賞教室 身体計測チャ	16	月	登校指導(P) 学校生活アンケート③	16	水	表彰⑥ 学校保健・給食・食アレ対応委員会	16	土		16	火		16	火	
17	土		17	火		17	木	ICC文庫⑨5校時コミセン 1年4組 クラブ活動⑨	17	日		17	水	【特5】 子ども見守り隊感謝の集い （下校時）	17	水	【特5】 卒業式準備（4校時） 歓送の会
18	日	泉が丘地区体育祭	18	水	【特3】就学時健康診断	18	金		18	月	登校指導(P) 児童代表委員会④ 校内支援委員会③	18	木	クラブ活動⑫(振返り) 補助教材選定委員会	18	木	【特2】卒業式(5.6年) 1～4年休業
19	月	登校指導(P) 身体計測6年 職員研修⑭(人権指導案検討)	19	木	【特4】 宇小教研A部会全体研修会②	19	土		19	火		19	金		19	金	
20	火	陸上競技大会 身体計測3年	20	金	4年 校外学習 6年 小中合同清掃	20	日		20	水	表彰⑦ 友達ふやそう大作戦⑦ 職員研修⑱(学校マネジメント分析)	20	土		20	土	
21	水	身体計測4年	21	土		21	月	清掃週間(～25日)	21	木	クラブ活動⑩(3年クラブ見学) PTA役員会・運営委員会③	21	日		21	日	春分の日
22	木	6年修学旅行 ICC文庫⑦5校時コミセン 1年2組 陸上競技大会予備日	22	日		22	火		22	金		22	月	【特5】学期末短縮①	22	月	振替休日
23	金	6年修学旅行 2年校外学習	23	月	勤労感謝の日	23	水	読書ボランティア⑥	23	土	餅つき大会	23	火	天皇誕生日	23	火	
24	土	泉子連ウォークラリー？	24	火	校内人権週間(～12/5)	24	木		24	日		24	水	【特5】学期末短縮②	24	水	【特5】修了式 (スピーチ・講話) 職員作業(机・椅子移動)
25	日		25	水	オープンスクール②1.2校時 地域協議会②	25	金	朝会④(スピーチ・講話) 2学期前半終了	25	月	食事マナー重点週間(～29日)	25	木	【特5】学期末短縮③	25	木	学年末休業(～4/7)
26	月	身体計測5年	26	木	クラブ活動⑦ ICC文庫⑧5校時コミセン 1年3組	26	土	冬季休業日　開始日	26	火		26	金	PTA新旧役員引継ぎの会	26	金	
27	火	5年校外学習	27	金	PTA指名委員会	27	日		27	水	6年薬物乱用防止教室 2校時 職員研修⑲	27	土		27	土	
28	水	児童朝会（運動・図書・福祉） 身体計測2年　職員会議⑨ 友達ふやそう大作戦④	28	土		28	月		28	木	クラブ活動⑪(3年クラブ見学)	28	日		28	日	
29	木	おにぎりの日 クラブ活動⑥ 身体計測1年	29	日	市P連バレーボール大会 2日目	29	火	年末休業	29	金	交通指導員さん感謝の会				29	月	
30	金	1年校外学習	30	月	登校指導（P） 表彰⑤ 就学児健康診断欠席者検診	30	水	年末休業	30	土					30	火	
31	土					31	木	年末休業	31	日					31	水	辞令交付 転退職員挨拶

Ⅱ　学校の日課

令和8年度

日　課　表

宇都宮市立泉が丘小学校

月水 日課		月	火	水	木	金	火木金 日課	
時刻	時間						時刻	時間
8:05		職員出勤・児童登校					8:05	
8:10 8:25	15	朝の読書	ぐんぐんタイム	泉タイム	ぐんぐんタイム	朝清掃	8:10 8:25	15
	10	朝の会・健康観察						10
8:35 9:20	45	１校時					8:35 9:20	45
	10	休み時間(準備･移動)						10
9:30 10:15	45	２校時					9:30 10:15	45
♫ 10:30	15	業　間					♫ 10:30	15
	5	(移　動)						5
10:35 11:20	45	３校時					10:35 11:20	45
	10	休み時間(準備･移動)						10
11:30 12:15	45	４校時					11:30 12:15	45
12:20	5	準備					12:20	5
13:05	45	給　食(13:00～歯磨きタイム含む)					13:05	45
	30	昼休み	休み時間	昼休み	休み時間	休み時間		10
♫ 13:35			５校時		５校時	５校時	♫ 13:15	
13:40	20	(準備) 清掃 (片付け)		(準備) 清掃 (片付け)				45
♫ 13:55	5	授業準備		授業準備			14:00	
14:00	45	５校時	帰りの会	５校時	帰りの会	帰りの会		10
14:45			６校時		６校時 クラブ 委員会	６校時	14:10	45
14:55	10	帰りの会		帰りの会			14:55	
	10	下校の集い						10
15:05	下校時刻	1年 14:15 2～6年 15:05	1～3年 14:20 4～6年 15:05	全学年15:05	1～3年 14:20 4～6年 15:05	1～2年 14:20 3～6年 15:05	15:05	
15:35		(研修)	(研修)	打合せ 職員会議 職員研修	(研修)	学年会議	15:35	

※「泉タイム」に，読書ボランティアによる読み聞かせ･朝会等を実施する。
※水曜日の昼休みに，全学年縦割り班活動の**「友達ふやそう大作戦」を年7回**実施する。
　その日は清掃活動を行わず，ロング昼休みとする。

Ⅳ　生活の約束

１　泉が丘小学校の一日

（１）登校するとき

① 交通ルールを守って，決められた通学路を，登校班で一列に並んで登校します。
② ７時４５分まで昇降口は開きません。それより早い時間に着かないようにします。

（２）始業前は

① 先生や友達に元気に朝のあいさつをします。
② 朝の読書や朝の学習（ぐんぐんタイム），朝清掃に進んで取り組みます。

（３）学習のとき

① 自分で確認し，授業開始の時刻を守ります。
② 自分なりに考え，進んで発表します。

（４）休み時間は

① 廊下や階段は，右側を静かに歩きます。（１～２列）
② 晴れた日は，校庭や中庭で道具や場所をゆずり合い，きまりを守って元気に遊びます。（業間・昼休み）
タブレット（１人１台端末）は，先生の許可をもらってから使います。
③ アスファルトの上では遊びません。
④ 外で遊ぶときは，赤白帽子をかぶります。（清掃がある日の昼休みは頭おおいをします。）
⑤ 雨の日は，室内で安全に楽しく過ごす工夫をします。

（５）給食の時間は

① 給食当番は，始まる前に石けんで手を洗い，身支度（マスク・帽子・白衣）を整えます。
② 「給食のきまり」を守り，衛生やマナーに気を付けて食事をします。

（６）清掃のとき

① 頭おおいを身に着け，開始時刻までに自分の清掃場所に移動し，用具の準備をします。
② 終了時刻が近くなったら，後片付けをしてきちんと並んで反省会をします。

（７）下校する時は

① 交通ルールを守って，決められた通学路を，下校班で一列に並んで下校します。
② 見知らぬ人の誘いに乗りません。
③ 下校後に忘れ物を取りに来ません。



（８）いつでも

① きれいなハンカチとティッシュペーパーを身に付けておきます。
② 進んであいさつや会釈をします。
（交通指導員さん，下校見守り隊，お客様，先生，友達など）
③ 学校には，学習に必要ないもの（キーホルダー等）は持ってきません。
④ 持ち物や身に付けるものには，はっきりと名前を書きます。
⑤ よく考えて行動し，危ないことや人の迷惑になることはしません。
⑥ 友達は，さん付けで呼びます。
呼び捨てにしたり，相手が嫌がるあだなで呼んだりしません。
⑦ 帰宅時刻を守り，家の人に心配をかけません。
・午後５時までに家に帰ります。（冬季１２月１日～翌年１月までは，午後４時までに家に帰ります。）

（９）学校に遊びに来た時は

① 校庭で遊びます。（お菓子を食べたり，ジュースを飲んだりしません。）
② 学校の敷地内や決められたところでは，自転車に乗りません。（自転車は押して歩く。上図参照）
③ 自転車は決められたところ（星型花壇の周りと自転車マークのあるところ）に停めます。

２　みんなの約束



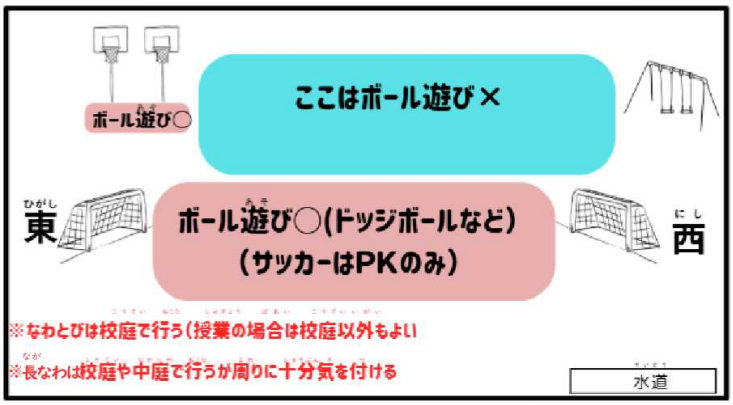
みんなの約束



みんなが楽しく，安全に遊べるようにします。

校庭の使い方

○なわとびは校庭で使いましょう。
○サッカーゴールを使ったPKはやってもよいです。（周りに気を付けましょう。）
○体育倉庫の後ろでは遊びません。
○ラケットやバットを使った遊びや広い場所を使ったボールを蹴る遊びはしません。



中庭の使い方

○中庭は外ぐつにはきかえます。
○中庭は走りません。
○中庭で遊ぶときは，白線の内側で遊びます。
○危険なので一輪車・竹馬をしながらまわりのガラスにはさわりません。
○長なわを使用する場合は周りに気を付けましょう。

その他の場所

○星形花壇や池のまわり，プロムナードでは遊びません。
○車の出入りがあるため，校舎の北側へは行きません。





サッカーゴール使用学年

場所	月	火	水	木	金
西サッカーゴール前（中学校側）	3年生	1年生	（業間）1年生 （昼休み）6年生	6年生	3年生
東サッカーゴール前（体育倉庫側）	4年生	2年生	（業間）2年生 （昼休み）5年生	5年生	4年生



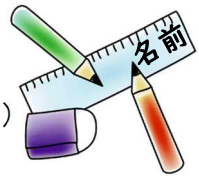
一輪車・竹馬の優先学年



月	火	水	木	金
2・4・6年生	ゆずり合い	1・3・5年生	2・4・6年生	1・3・5年生

Ⅴ　学習の約束

泉が丘小学校では，児童にきちんとした学習習慣が身に付くよう，共通理解を図りながら，日々指導しています。



１　学習の約束

（１）準備　　**★学習に必要のないものは，持ってきません。**

①　机の上には，学習に必要なものだけを出します。（**必ず，家で記名**する。）

ア　筆箱

家でけずった鉛筆５本程度，赤鉛筆・青鉛筆（高学年は，ボールペンも可）１本，消しゴム，定規（15㎝程度の折りたたみ式ではないもの）

※学習に集中できるシンプルなデザインの物を用意してください。ぬいぐるみタイプの筆箱，シャープペンシルや必要以上のカラーペンは持ってきません。

イ　教科書，ノート，下敷き

ウ　学習に必要な用具

※タブレット（１人１台端末）は充電し，授業で困らないようにしましょう。

②　時計を見て，授業開始時刻までに着席します。

③　理科室，体育館，音楽室などの特別教室に移動するときは，静かに移動し，授業に遅れないようにします。

④　授業の始めと終わりには挨拶をして，気持ちを切り替えます。

（２）授業中

①　先生や友達の話をよく聞き，学習したこととつなげたり比べたりしながら自分の考えをもちます。

②　話している人の目を見て，うなずいたり反応したりして相手を大切にしながら話を聞きます。

③　発言するときには，まっすぐに手を挙げ，指名されてから発言します。

④　指名されたら「はい」と返事をして立ち，「です」，「ます」を付けた言葉とはっきりとした声で発言します。

⑤　ノートには，学習したことや自分の考えを丁寧な字で書きます。

※１冊目のノートがなくなる前に，同じ形式のノートを家庭で用意しましょう。

⑥　いすに深く腰掛け，背筋を伸ばして座ります。

（３）授業後

①　次の授業の学習用具を準備してから，休み時間にしましょう。

②　ほかの教室に移動するときは，いすをしっかり入れていきます。

２　家庭学習の手引き

泉が丘地域学校園では，確かな学力の定着を図るために「家庭学習の手引き」を作成しています。発達段階に応じた家庭学習のポイントや具体例を載せてありますので，保護者の方もご確認ください。（本校ＨＰにも掲載してあります）

学習時間の目安（一日平均）

小学校１・２年生	２０分以上	「毎日，学習をがんばる習慣を付けよう！」
小学校３年生	３０分以上	「進んで，学習する習慣を付けよう！」
小学校４年生	４０分以上	
小学校５・６年生	６０分以上	「自分の力で学習する習慣を付けよう！」

泉が丘地域学校園「家庭学習の手引き」より抜粋

Ⅵ　お知らせとお願い

１　欠席等（感染症罹患を含む）の連絡について

（１）病気・家事都合・忌引き等の場合

○　当日の午前８時０５分までに，端末よりさくら連絡網の「学校へ連絡」に必要事項を入力して送信してください。

※電話連絡は緊急時のみでお願いします。

≪忌引きの日数≫

１親等の直系尊属（父母）	７日
２親等の直系尊属（祖父母）	３日
２親等の傍系者（兄弟姉妹）	３日
３親等の直系尊属（曾祖父母）	１日
３親等の傍系者（おじ・おば）	１日

（２）インフルエンザ等感染症罹患の場合

①　感染症に罹患していることが判明した場合は，**電話で**学校に連絡してください。

②　病気が治って登校する際には，所定の書類を提出してください。

※　詳しくは「Ⅷ　保健室からのお願い」を参照ください。

２　登校について

（１）登校班ついて

各子ども会で編成した登校班による集団登校を行っています。事情により登校班での登校ができない場合には，安全確保のために**保護者の責任で学校まで送ってください。**

（２）登校指導について

交通指導員と月２回のＰＴＡ交通安全委員会による登校指導により，児童の安全を確保します。

なお，交通指導員は，泉が丘ふれあいプラザ北に１名，乙女屋前に１名，泉が丘中学校テニスコート西に１名，合計３名の方が毎朝立哨しています。

（３）留意点

遅刻等で登校時刻が遅れる場合は，必ず保護者と登校し，教室まで送ってください。

３　下校について

以下の表は，学校から各家庭までの下校についてです。学校から自宅以外の場（塾や習い事など）への下校は，保護者の責任でお願いいたします。

１年児童	子ども会で編成された「色別下校班（子ども会方面別下校班）」により，学年下校を行う。５月の連休前の週まで保護者のお迎え・付き添い（色別下校班保護者による輪番制）下校を実施します。**その後は，児童だけの下校を実施します。**
２年児童	１年生時に編成した「色別下校班」を踏まえ，学年下校を実施します。
３年児童	２年生時に実施した「色別下校班」を踏まえ，各学級で（場合によっては学年で）方面別下校班を編成し，学年下校を実施します。
４年～６年児童	３年生時に実施した「方面別下校班」を踏まえ，各学級で（場合によっては学年で）方面別下校班を編成し，教室での下校を実施します。場合によっては，学年全体で集合することもあります。また，児童の安全意識・行動の実態に合わせて下校指導を継続します。

（１）下校指導について

下校時の児童の安全を確保するため，地域や保護者の方の協力により，下校時の見守りを実施しています。

協力者	月曜日	民生委員・児童委員，連合自治会女性部
	火・木曜日	泉が丘連合自治会交通防犯部
	水曜日	泉が丘地区老人クラブ連絡協議会
	金曜日	ＰＴＡ生活指導委員会

（２）留意点

○　早退等でお迎えの場合は，教室（保健室）から児童を引き取るようお願いします。**児童一人での早退は認めておりません。**

○　下校方法の変更は極力ないようお願いします。やむを得ず変更になる場合は，**連絡帳で担任までご連絡ください。**

※電話連絡は「なりすまし」等の心配があるため，緊急時以外はお控えください。また，「下校班での下校」に変更する旨のお電話については，防犯上，学校より，折り返し確認の電話をいたします。

○　放課後デイサービスや習い事（スポーツクラブ・塾など）等で業者が迎えにくる場合，下校時刻や駐車場所等については，各家庭から業者に伝えていただき，徹底できるようご協力ください。

４　来校の際のお願い

【保護者証】



○　**授業参観等の際は，「保護者証」を見えるように身に付けて，西昇降口からお入りください。**その他の用事で来校する際は，「保護者証」を持参しインターフォンを鳴らしてください。

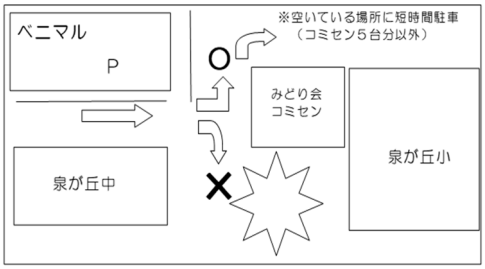
○　**室内履きをご持参ください。**

○　児童の安全確保のため，**自家用車でのご来校はご遠慮ください。**（くれぐれも，学校周辺の住民や店舗等に迷惑がかからないようにご配慮ください。）

○　やむを得ず児童を学校へ送迎（特にお迎え）する場合，時間によっては児童（中学校）に大変危険を及ぼします。以下の２点を厳守してください。

①　自家用車で迎えになる場合は，**校舎北側駐車場**に駐車してください。**その後，児童の引き取りに来てください。**

児童だけで駐車場までは行かせません。



②　中学校校舎前への乗り入れ・方向転換等は，中学校生徒に危険を及ぼしますのでおやめください。

○　自転車でご来校の際は，「星型花壇」周辺または表示のある場所に駐輪してください。**※授業参観の際は，プロムナードに駐輪場を設けます。**

○　学校敷地内は禁煙です。

○　授業参観等では，授業の妨げにならないよう，私語は慎み，静かにご参観ください。

５　個人情報の保護について

（１）児童の教育活動中の写真・ビデオなどの取り扱いや公表について

①　目的

児童の活動の様子を保護者等に紹介するため，教育活動中の写真・ビデオや作品，各種大会成績等を学校だよりやホームページ等に公表することがあります。

②　公表内容

・　学校行事等の教育活動中の児童の写真，ビデオ
・　児童が作成した作品
・　各種大会の成績等

③　提供先

・　学校だより，各種学校通信：保護者，自治会・教育関係者
・　学年だより：当該学年の全保護者
・　ホームページ：閲覧者
・　報道機関への情報提供：視聴者，読者

※　たより類はホームページにも掲載します。

（２）公表及び報道機関への対応の手続き

①　個人がはっきりと分からない写真の場合は，本人および保護者の承諾をいただかずに掲載します。

②　学校だよりやホームページ等への個人がはっきりと分かる写真や個人名の掲載及び報道機関での撮影承諾につきましては，**入学時に文書にて確認し**ます。撮影承諾書は，６年間有効となります。確認後，不都合が生じた場合は，担任を通してお申し出ください。

（３）家庭から収集した個人情報の取扱いについて

様々な教育活動を遂行する上で，家庭の状況や緊急時の連絡先・健康状況等の情報が必要です。そのため「宇都宮市個人情報保護条例」に基づき，各家庭から個人情報を収集し，次のとおり使用いたします。

①　使用目的

・　入学・転学・進学の手続き，及び転学・進学先への法令に基づく書類の送付
・　児童の教育及び学校生活全般に関する管理・指導及び手続
・　児童本人及び保護者への連絡及び各種書類の発送
・　その他，学校教育上必要な業務

②　業者への委託

上記の使用目的における業務の一部（修学旅行等）を業者に委託することがあります。その場合，「宇都宮市個人情報保護条例」に基づき，業務委託に必要な情報の全部または一部を委託業者に提供します。

③　その他

児童の生命・身体・健康又は財産に対する危険を避けるため，緊急かつやむを得ないと認められるときなどは，学校以外の者に対して個人情報を提供させていただくこともありますので，ご了承ください。

（４）保護者による校内における写真・ビデオ等の撮影について

宇都宮市で策定した「宇都宮市立小・中学校における個人情報の取り扱いについて」及び「教育委員会所管施設における『撮影行為等の禁止』に関するガイドライン（令和６年８月）」を受けて，次のとおりにお願いします。

① 学習活動の目的が達成できるよう，授業参観・自由参観を含め，通常の授業におけるビデオ撮影や写真撮影はご遠慮ください。

② 学校行事等については，**家庭内のみ（他人や外部に提供しない）で視聴することを原則**とし，下記の内容に限り条件を守って撮影していただくようお願いいたします。

〔条件つきで撮影が可能なもの〕

ア 儀式的行事〔入学式・卒業式〕

フラッシュを使用せず，着席のままで撮影してください。

イ 体育的行事〔運動会〕

競技や進行の妨げにならないように配慮して撮影してください。

※ 上記以外の撮影はご遠慮ください。

③ 来校された方などのプライバシーや肖像権，個人情報の保護の観点から，学校内で，ＳＮＳなどに掲載することを目的とした撮影・録音等は原則禁止となります。（令和６年８月１日より）

【参考】「宇都宮市立小・中学校における個人情報の取り扱い」について（一部抜粋）

エ 保護者等による写真・ビデオ撮影

通常の教育活動中の授業参観などにおける保護者等のビデオ・写真撮影は，個人情報保護の観点から，校舎内には多様な個人情報が掲示されていたり，写真等に写ることを拒否する者がいるおそれがあったりするので認められない。さらに，教育上の観点からも，児童生徒の活動や自由な発言などが妨げられるおそれがある。ただし，運動会や文化祭，各種式典などの学校行事等については，保護者や地域の実情を踏まえ，判断する。

６ 携帯電話の持ち込みについて

教育委員会の方針に基づき，携帯電話の学校への持ち込みは原則として禁止です。やむを得ない事情がある場合のみ申請をし，校長が許可した場合に限り持ち込みを認めます。

７ 宇都宮市学校デジタル連絡ツール（さくら連絡網）について

（１）利用の目的

○ 保護者の携帯電話等にアプリやメールで配信することにより，災害等の非常時における児童の安否，避難先の状況や日常の連絡事項等の情報を確実に保護者等に提供することや，保護者から学校への連絡手段として双方向に利用可能とすることで，学校及び保護者の負担軽減に寄与するものとします。

（２）配信する情報の内容

① 災害など非常時における緊急情報

② 児童に危害が及ぶ場合又は及ぶことが予想される場合における危機回避のための情報

③ 学校行事等の中止決定又は学級休業や登校時刻の変更など緊急に提供しなければならない情報

④ 校長が必要と認めた学校行事や校外活動の情報

⑤ 校長が保護者等に提供する必要があると認めた情報

（３）登録について

保護者に同意を得られた場合に登録を行います。

①「宇都宮市学校デジタル連絡ツール（さくら連絡網）利用同意書」を提出する。

・ 新入学児童及び転入児童に配付します。

② 配付されたプリント「さくら連絡網登録手順書」に基づき，携帯電話等から登録する。

③ 同意書は学校で保管する。

・ 卒業・転出された場合は，学校で廃棄します。

※ 保護者専用のサポートセンターが設置されています。困ったことなどがありましたら，**サポートセンター（０１２０－４５４－９９２）**にお問い合わせください。

８ 体育着等の購入について

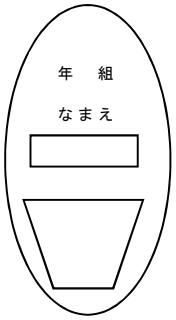
（１）体育着・２年生以上の胸章について

泉が丘地区内の衣料品店で取り扱っておりますので，そちらでご購入ください。

まるいや洋品店　028-661-7059　泉が丘 3－6－5
キョウエイ洋品店　028-662-2555　御幸町 104－2

（２）上履きについて

白いバレエタイプの上履きが望ましいですが，特別指定のものはありません。大半が白色であれば，一部色が入っていても（つま先や靴底のゴム部分）使用可です。上履きの**つま先には，学年・組と名前を明記**してください。



９ 表彰について

学校での表彰は，以下のように行います。

（１） 全校表彰（Meet 配信）

- ○ 校長名で表彰するもの
- ○ 学校を通して募集・応募をしたもの
- ○ 小体連各種競技大会に関わるもの･･･水泳・陸上競技大会
- ○ 友遊いずみクラブに関わるもの
- ○ スポーツ少年団主催のもの
- ○ 全国大会の表彰

※ 上記以外のものは校長室で行います。

10　タブレット（１人１台端末）貸出に関する注意事項

（１）機材の破損・紛失等

①　貸与された機材は，精密機器です。取り扱いには十分注意し，落下や水濡れ等による破損・紛失等がないように十分管理してください。

②　貸与された機材を破損・紛失したときは，速やかに学校へ連絡し，状況報告してください。

③　機材を故意または明らかな児童の過失による破損・紛失，またご家庭において破損・紛失の場合には，**修理費用等をご負担いただく場合があります。**

④　機材の取り扱いが不適当であると判断した場合，以後の貸し出しはお断りすることがあります。

（２）利用上の注意

①　アプリをインストールしたり，個人のデータを保存したりしないでください。個人のデータの破損や消失が起こった場合は，責任を負いかねます。

②　万が一，個人データを端末に保存した場合は，返却前に各自で消去してください。保存した内容が他の利用者に利用された場合は責任を負いかねます。また返却後の保存内容についても責任を負いません。

③　機材の利用に伴いご家庭で発生する電気料金等はご家庭の負担となります。

④　以下の内容に注意してご利用ください。

□落としたり，ぶつけたりすることのないようにご注意ください。
□高温多湿な場所に保管しないでください。
□飲食しながらの使用をしないでください。
□インストールされているソフトウェアは消去や不正コピーはしないでください。
□必ず「タブレット（１人１台端末）利用の約束」を守って利用してください。
□フィルタリングで制御しておりますが，有害サイトにアクセスしないよう，ご家庭でも注意してください。

⑤　学校から返還について連絡があった際は，期日厳守のうえ，指定された場所に必ず持参してください。（端末本体と電源コード）

11　令和８年度の水泳帽の学年別の色について

１学年	オレンジ
２学年	白
３学年	水色
４学年	赤
５学年	黄色
６学年	緑



６年間同じ色を使用します。

12　体育の服装について

〈基本の服装〉

・学校指定の体育着を着用します。学年とクラスを必ず明記してください。
・スパッツ，レギンス，タイツ，ニーハイソックスなどは，運動に向かないため，原則禁止としています。
・半袖から出る下着を着用しているときは，長袖を着用し，下着が見えないようにご配慮をお願いします。

13　読み聞かせや学校支援のボランティアについて

どちらの活動も４月に募集要項を配付しています。途中から参加したい場合は，担任にお申し出ください。

学校支援ボランティアは，支援活動毎に参加できるかどうかの調査があります。

必ずどの活動にも参加しなければならないものではありませんので，お気軽にお申込みいただけます。

14　その他

○　自動音声応答システムについて

宇都宮市では，教職員の働き方改革の一環として，平日夜間及び早朝と休日の電話対応を自動音声応答に設定しています。本校では，下記の時間帯に自動音声に切り替わります。同時に，玄関のインターホン設定も解除になります。

①　**平日　➡　午後４時３５分～翌日午前８時０５分まで**

②　学校の休業日（土日・祝日，年末年始，学校閉庁日，行事の振替日など）
　　➡　終日

※　児童の生命や安全に関わる緊急事案が起きた場合は，警察（１１０番）や消防（１１９番）に通報をお願いいたします。また，自動音声では，市教育委員会の電話番号６３２－５１１５をご案内しております。事案に応じて関係機関や教育委員会から本校教職員に情報が伝達されます。

※　災害時などは勤務時間外でも自動音声応答の設定を解除して対応する場合があります。

※　電話対応の正確性と安心・安全な学校運営を一層推進するため，学校電話に通話録音機能を導入しています。

Ⅶ　保健室からのお願い

1　児童が元気に学校生活を送るために



（１）「早寝　早起き　朝ごはん」＋「歯みがき　快便」で健康生活の実践を。
（２）朝は，検温・健康状態の確認をしてから登校させてください。
（３）熱（37.5℃以上）やかぜ症状，味覚・嗅覚等の異常があった場合，体調がすぐれない場合は，自宅で休養してください。
（４）健康診断の結果，治療や精密検査を受ける必要があった場合は，必ず専門医を受診し，結果を学校までお知らせください。
（５）児童の成長や心身の健康について，保健室では健康相談を実施しております。お気軽にご相談ください。

2　学校で発生した児童の病気やけがについて



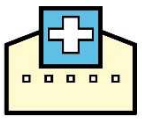
（１）保健室は，学校で発生した病気やけがに対する応急手当を行います。家庭でのけがの処置や継続的な手当は対象となりません。また，内服薬も常備していません。
（２）体調不良により学校生活の継続が難しい場合は，お迎えをお願いいたします。
（３）緊急を要する場合は，学校判断で救急車を要請します。それ以外の場合については，保護者の方にご相談させていただきます。

3　緊急連絡について

保護者の方への連絡は，「緊急家庭連絡カード」を使用します。緊急時に連絡が取れるように記入してください。また，連絡先が変更になった場合は，速やかに担任までお知らせ願います。



4　欠席・出席停止について



（１）欠席の連絡は，さくら連絡網の「学校への連絡」からご連絡ください。
（２）出席停止について
　　医師から下記の感染症と診断を受けた場合は出席停止となります。

感染症名	学校へ提出する書類
麻疹（はしか）・風疹・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎	**意見書**（医師記入）
溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス，ロタウイルス，アデノウイルス等）・ヘルパンギーナ・ＲＳウイルス感染症・帯状疱疹・突発性発疹等 ※上記感染症は医師の診断で出席停止とすることができる感染症（症状があっても医師の許可があれば登校することが可能）	**登校届**（保護者記入）
インフルエンザ ※ご連絡の際はA型・B型等についてもお知らせください。	**『インフルエンザ経過報告書』** （医師または保護者記入）
新型コロナウイルス感染症	書類提出は不要。医師の指示に従い療養してください。 【療養期間】発症した後５日を経過しかつ症状が軽快した後１日を経過するまで。**（※発症日＝０日目）**

※『インフルエンザ経過報告書』及び『登校届』は，泉が丘小ホームページまたは宇都宮市ホームページよりダウンロード可（泉が丘小ホームページには、意見書も掲載）

資料：インフルエンザ経過報告書（表）

所属長　様

インフルエンザ経過報告書

●インフルエンザによる出席停止期間の基準については，学校保健安全法施行規則第１９条第２項により，「発症した後５日を経過し，かつ，解熱*した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」と規定されていることから，登校する際には，下記事項をご記入・ご確認の上，提出願います。

＊解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥　……　医療機関により記入　（※医療機関での記入が難しい場合には，保護者記入）

⑦　　……　保護者記入

※　医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

①　受　診　医　療　機　関　名：

②　医　師　氏　名：　　印

③　発　症　日：　　年　　月　　日　（病気による熱等の症状が始まった日）

④　診　断　日：　　年　　月　　日　（医療機関で診断された日）

⑤　診　断　型：　A型　・　B型　・　不明　（該当する項目に○を付けて下さい）

⑥　処　方　薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他（該当する項目に○を付けて下さい）

⑦　体　温　の　経　過　（測定・・・できれば午前・午後１回，どちらか１回も可）

	体温測定月日	測定時間：体温	測定時間：体温
発症日	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
１日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
２日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
３日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
４日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
５日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
６日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
７日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度
８日目	月　日	午前　時　分：　度	午後　時　分：　度

【発熱期間が長く，記録できない場合は，裏面の余白を使い，記入してください。】

上記のとおり，発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日（幼稚園・認定こども園・保育所等にあっては３日）を経過しましたので，出席停止措置の解除をお願いいたします。

年　　月　　日

児童生徒名：

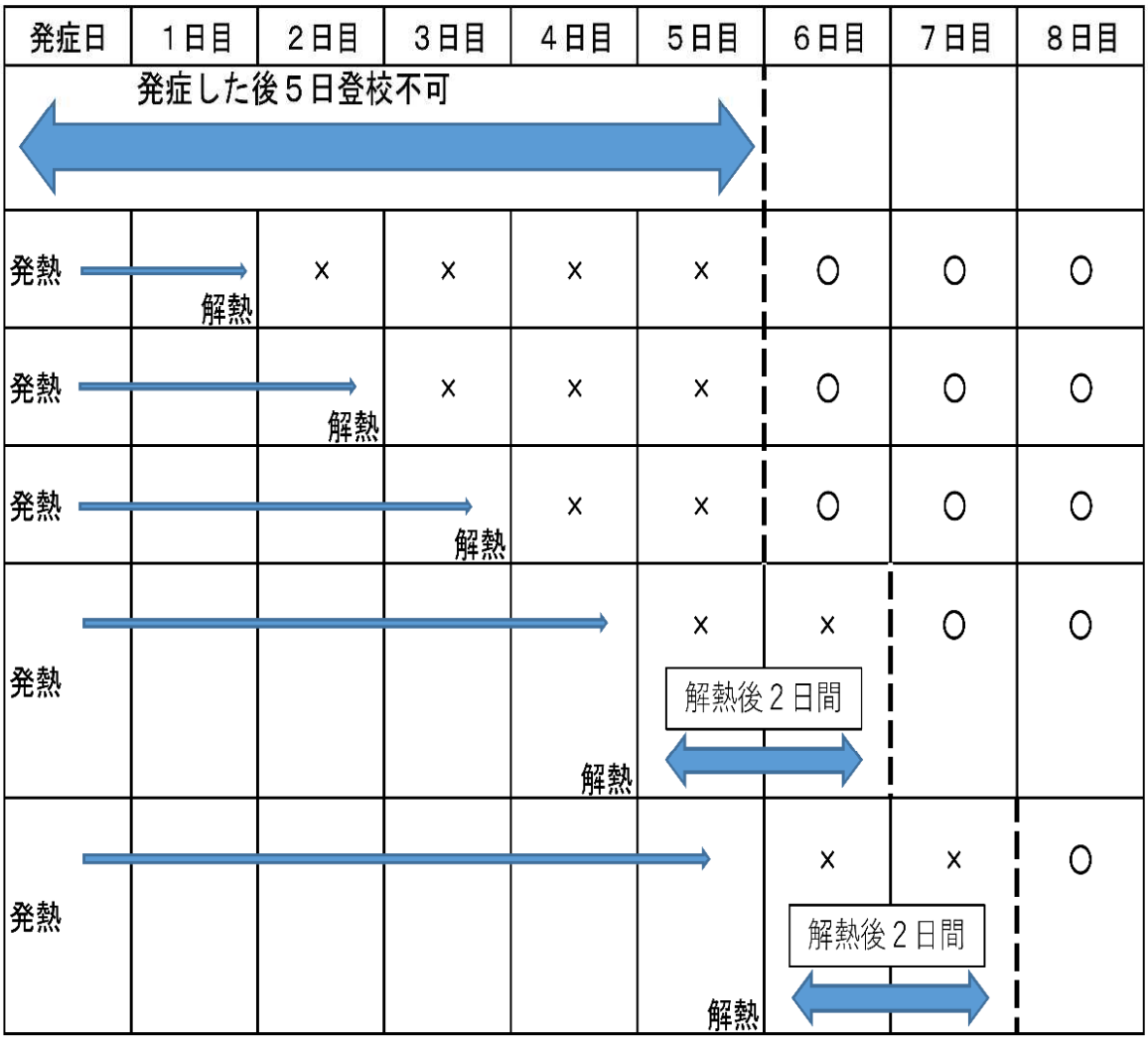
保護者名　：　　印

資料：インフルエンザ経過報告書（裏）

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後５日を経過し，かつ解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで。

※発症した次の日を１日目として５日間は出席停止となる。
　発症後４日目以降に解熱した場合には，解熱後２日間（幼児にあっては３日間）を経過するまで出席停止となるため，５日間を越えての出席停止となる。



★　１日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★　治癒証明書の提出は必要ありません。

資料：登園・登校届（表）

施設長・学校長 様

登 園 ・ 登 校 届（保護者記入）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　　年　　月　　日

（病名）該当疾患にチェック☑をお願い致します。

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス，ロタウイルス，アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	ＲＳウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日受診）において上記と診断されましたが，その後，裏面「登園・登校のめやす」の状態となり，集団生活に支障がないと判断しましたので，　　年　　月　　日より登園・登校致します。

年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※保護者の皆様へ

上記の感染症については，裏面の「登園・登校のめやす」を参考に記入し，施設・学校への提出をお願いします。

「教育・保育施設」「学校」は，集団生活を営む場であり，感染症が発生した場合には，大きな影響を及ぼします。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん，子供達が一日快適に生活できることが大切です。「教育・保育施設」「学校」での集団生活に適応できる状態に回復してから登園・登校するようご配慮ください。

資料：登園・登校届（裏）

医師の診断を受け，保護者が登園・登校届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間　※	登園・登校のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく，普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス，ロタウイルス，アデノウイルス等）	症状のある間と，症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐，下痢等の症状が治まり，普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく，普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し，全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	－	解熱し機嫌良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については「－」としている

資料：意見書（表）

施設長・学校長 様

意　見　書（医師記入）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　　年　　月　　日

（病名）該当疾患にチェック☑をお願い致します

	麻疹（はしか）
	風疹
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111 等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

集団生活に支障がない状態になりましたので　　年　　月　　日から登園・登校可能と判断致します。

但し　体育（ 可 ・ 不可 ）・プール（ 可 ・ 不可 ）

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医　師　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、医師により集団生活に支障がないと判断され登園・登校を再開する際には、この「意見書」を「教育・保育施設」「学校」に提出してください。

資料：意見書（裏）

医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間　※	登園・登校のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111 等)	―	医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要なく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から 菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	―	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については「－」としている

※インフルエンザについては，「インフルエンザ経過報告書」で対応

5　日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

（１）災害給付制度とは，学校生活全般における児童の災害に対して災害共済給付を行うものです。
（２）本校へ入学・転入時に，加入同意書を提出していただき，小学校卒業まで加入するものとさせていただきます。
（３）対象となるのは，病院での会計時の支払い額が１５００円以上の災害です。
（４）支給額は，窓口支払いの費用と見舞金（総医療費の１割）が支給されます。その他，障害や死亡見舞金給付制度等もあります。
（５）申請には，所定の用紙を医療機関で作成していただき，学校に提出していただく必要があります。
（６）当制度を使用する場合，原則として宇都宮市の「こども医療助成制度」は利用せず，窓口支払いをしてください。
（７）詳しくは保健室までお問い合わせください。

6　下着・衣類の貸し出しと返却について

保健室には新しい下着が用意してあります。使用した場合には，新しいものを購入しお返しください。



靴下・体育着等の衣類は，洗濯をしてから返却をお願いいたします。



7　保健室の利用について



けがの手当てをします

・傷口は自分で洗いおさえてきます。
・「どんなふうにけがをしたか」を言えるようにします。



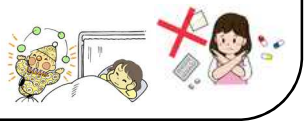
健康について知ることができます

・自分のからだの成長を知ることができます。
・成長や健康について学べます。



具合が悪いとき からだのようすをみます

・体調が悪くて休養する人がいます。静かにしましょう。
・飲み薬はありません。



健康相談をします

・「からだについて心配なこと」「辛いこと，悲しいこと」「悩んだり困ったりしていること」話にきてください。



Ⅷ　学校給食について

１　給食の特長について

（１）パン　週１回実施します。カルシウム，ビタミンＢ$_1$・Ｂ$_2$を強化するために脱脂粉乳を加えているので，市販のパンより栄養豊富です。

（２）米飯　週４回実施します。（献立によっては，週３回）
宇都宮市産のコシヒカリを学校で炊飯しています。食物繊維，ビタミンが摂取できるように麦ご飯を取り入れています。

（３）牛乳　毎日つきます。成長期に必要な「カルシウム」，「たんぱく質」を効率よく摂取できます。

２　給食における食物アレルギー対応について

食物アレルギー児童の対応食実施の際には次の手順によって実施します。

（１）食物アレルギー調査票の記入
（２）学校生活管理指導表の提出（医師による証明書）
（３）学校関係職員と保護者との面談（栄養教諭・養護教諭，必要に応じて担任等）
（４）保護者からの申し込み（食物アレルギー対応食同意書提出）
（５）実施献立表・対応食の確認表を保護者に通知（代替食，除去食対応内容）
（６）多段階対応は行わず，極微量で反応が誘発される場合は弁当持参とします。

３　食に関する指導について

児童の食への関心を高めるために，食材や料理についての栄養・特長・由来等についての「給食一口メモ」を放送したり，食育だよりを発行したりしています。また，食事マナーの指導について，年２回の食事マナー重点週間だけでなく，学級担任が，基本的な食事のマナーについて継続的に指導します。家庭科や学級活動などの各教科や特別活動では，栄養教諭と連携し，食に関する学習を進めています。

４　給食での衛生管理について

食事の前には，手指の洗浄・消毒を徹底しています。また，机の上はウェットシートで拭き取り，ランチマットを使用しています。

（給食当番についてのお願い）

① 衛生的な身支度をして配膳しています。**マスクの着用，爪を短く切る，長い髪は結ぶなど，ご家庭でのお声掛けと確認をお願いいたします。**

② 給食の白衣を持ち帰った際，洗濯と殺菌のためアイロンがけをお願いします（香りの強い柔軟剤は，できるだけお控えください）。ボタンがとれている等ありましたら付け直していただけるとありがたいです。白衣のひどい破れ等がありましたら，担任にお声掛けください。

５　給食の停止について

長期欠席（病気，入院等）見込みの場合，事前に学校または担任に届出をしてください。

※　欠席日数が土日祝日を除いて連続７日以上になる場合は，届出の２日後より申請のあった期日までの給食の提供を停止し，当該月の給食費を日割りにより算出します。

早寝，早起き，朝ごはん　が基本「子どもの健康は，朝ごはんから」

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い朝ごはんを食べさせ，元気に送り出してください。

Ⅸ　学校徴収金について

学校徴収金（児童の学校活動にかかる諸経費）を以下のとおり口座振替によりお預かりしています。入学時の口座登録の手続きのほかには，卒業まで特に手続きは必要ありません。毎年４月に集金計画を配付し，保護者のみなさまのご負担を考慮しつつ，適正な会計処理に努めるとともに，年度末には決算報告いたします。

１　振替方法

取扱金融機関	足利銀行
振替実施月（全６回）	４月・６月・８月・10 月・12 月・２月
振替日	10 日（土日祝日の場合は前後の指定する日）

※残高不足等で振替できなかった場合は，25 日に再振替を実施します。その後，督促状を発行しますので，期日までに納付ください。

※足利銀行では，令和８年４月から口座振替時の手数料が有料（33 円/件）となりますが，手数料は原則，宇都宮市が負担します。ただし，各月の再振替でも振替できず，３回目以降の振替を行う場合は保護者負担となります。

２　手続き

ＷＥＢ口座振替登録をしていただき，振替開始となります。

※登録いただいた口座は，各種返金・交付金支給の際の振込先口座としても利用いたします。

３　費目と金額（※令和８年度の予定額）

振替費目	対象学年	月　額	年　額	備　　考
給食費※	1･2 年生 3･4 年生 5･6 年生	5,800 円 5,900 円 6,000 円	63,800 円 64,900 円 66,000 円	学校給食を実施するために必要な食材にかかる費用。
学年費Ａ	全学年	学年毎に金額が異なります。	7,500 ～ 22,000 円	個人ごとに使用する学習教材の費用（学習ノート，ワークテスト，ドリルなど）
学年費Ｂ	〃	200 円	2,400 円	学年，学級で使用する実習材料等の費用（作文用紙，画用紙，用紙など）
学年費Ｃ	〃	学年毎に金額が異なります。	3,000～ 10,000 円	校外学習・芸術鑑賞・冒険活動教室の費用
児童会費	〃	30 円	360 円	児童会活動にかかる費用
日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ共済掛金	〃		460 円	学校生活全般における児童の災害に対する災害共済給付の掛金

※給食費は，保護者給食費負担軽減事業により，月額 5,200 円が補助されます。

上記のほかに，保護者負担金として「PTA 会費」を振替しています（月額 450 円，年額 5,400 円，PTA 会員のみ※1 家庭＝1 会員）。

４　振替日（※令和８年度の予定）

	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回
振替日	4/27	6/10	8/10	10/9	12/10	2/10
再振替日	5/11	6/25	8/25	10/23	12/22	2/25

４月下旬に学年ごとに『学校徴収金等口座振替のお知らせ』を作成し，年間の口座振替予定日・振替予定額をお知らせするとともに，『学年費執行計画書』で教材等の予定金額や必要性および使用予定時期についてもお知らせいたします。

５　会計報告

（１）給食費

翌年度４月中旬までに『決算報告書』を作成し配付します。

長期欠席等に伴う給食費の返金については，「Ⅷ学校給食について」のページを参照してください。

（２）学年費Ａ・Ｂ・Ｃ

年度末に学年費の『決算報告書』を作成し配付します。ただし，学年費Ｃ（校外学習）は，活動終了後『事業会計報告書』を作成し配付します。

（３）児童会費

年度末に『決算書』を作成し配付します。

６　その他

（１）年度途中に転出される場合には，会計ごとに精算のうえ，集金または返金いたしますので，転出の予定がある場合には早目にお申し出ください。

（２）宇都宮市の取組として学校給食費の未納ゼロを目指すため，入学時に「学校給食費納入確約書」を提出していただきます。

３か月以上の学校給食費滞納者については，氏名・滞納金額・督促状況を市教委へ報告し，その状況によっては簡易裁判所を通して督促が行われます。くれぐれも滞納されませんようご協力ください。

（３）修学旅行費は保護者と旅行会社との直接契約のため，旅行会社に納めてください。

Ｘ　就学援助について

宇都宮市では，経済的理由で小中学校に通う児童の学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し，その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

１ 支援を受けることができる世帯

生活保護を受給している世帯（要保護）と，それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の１．３倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また，住民票が同じ方は，同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

「モデル世帯」認定の基準となる所得金額の目安（令和７年度）	世帯人数	２人		３人	４人
	世帯構成	大人１人 小学生１人	大人１人 中学生１人	大人１人 小学生１人 中学生１人	大人２人 小学生１人 中学生１人
	前年中の世帯全員の総所得金額	230 万円程度	240 万円程度	300 万円程度	320 万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により令和７年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯　　など

２ 申請方法

申請方法と認定までの流れ（４月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ１ 〔４月〕	① 学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り，必要事項を記入して，学校に提出してください。 ※同一世帯の児童生徒が泉が丘小学校と市内の市立・国立・県立中学校の両方に通学している場合は，泉が丘小学校に提出してください。
ステップ２ 〔６月中旬頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い，認定結果については，学校を通してお知らせします。
ステップ３ 〔６月下旬以降〕	③認定結果について，学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。

※ 就学援助制度は自動更新されませんので，一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要です。生活保護を受けている世帯も同様です。

※ 認定となった場合は，申請月分から支給対象となりますので，申請書はお早めに提出してください。

３　主な支援の内容

準要保護世帯の場合，給食や校外活動（校外学習，冒険活動等），修学旅行の費用が全額支給されるほか，学用品通学用品費やＰＴＡ児童生徒会費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	【参考】令和７年度の支給内容（年額）		
			小 学 校	中 学 校	備　　考
学校給食費		○	実　費		
学用品通学用品費		○	1年　１１，６３０円 2年～ １３，９００円	1年　２２，７３０円 2年～ ２５，０００円	認定月日によって月割り
入学準備金		○	6年　６３，０００円		**宇都宮市内の公立中学校に入学する６年生に限ります。**
新入学学用品費等		○	1年　５７，０６０円	1年　６３，０００円	**入学準備金を受け取っていない，４月認定の１年生に限ります。**
ＰＴＡ・児童生徒会費		○	３，６００円	６，０００円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		１１，０００円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各１回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（１回分のみ）		
通学費		○	実　費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等		○	6年　１１，０００円	3年　１０，０００円	
オンライン通信費		○	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		モバイルルータを貸し出します。
医療援助費	○		自己負担額		むし歯等の学校病に限ります。 **「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。**

※　認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

※　認定となっても学校徴収金（給食費除く）口座振替や修学旅行の積み立ては免除されません。

４　支給時期

年３回（７，１２，３月），学校を通じて支給されます。

校外活動費および修学旅行費については，実施日によって支給時期が異なります（第２回または第３回支給日に支給）。

５　留意点

（１）　小学校入学前に「入学準備金」の支給を受けた方でも，入学後の援助を受けたい場合には改めて申請が必要となります。

（２）　令和８年度（令和７年中の所得）の申告がお済みでない方は，必ず，税務署または宇都宮市役所市民税課で必要な申告をお願いします。認定結果の通知が遅れることがあります。

（３）　令和８年１月２日以降に市外から転入した方がいる場合は，マイナンバーの提出が必要となる場合があります。（必要な場合には、別途お知らせします）。

（４）　認定後，世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により，就学援助の必要がなくなった場合は学校までご連絡ください。

（５）　子どもの家等の利用にあたり，保護者負担金助成制度を利用したい方は，別途お手続きが必要となります。詳しくは生涯学習課（電話　632-2676）までお問い合わせください。

６　問い合わせ先

学校，または **宇都宮市教育委員会 学校管理課 就学グループ**（電話 632-2724）

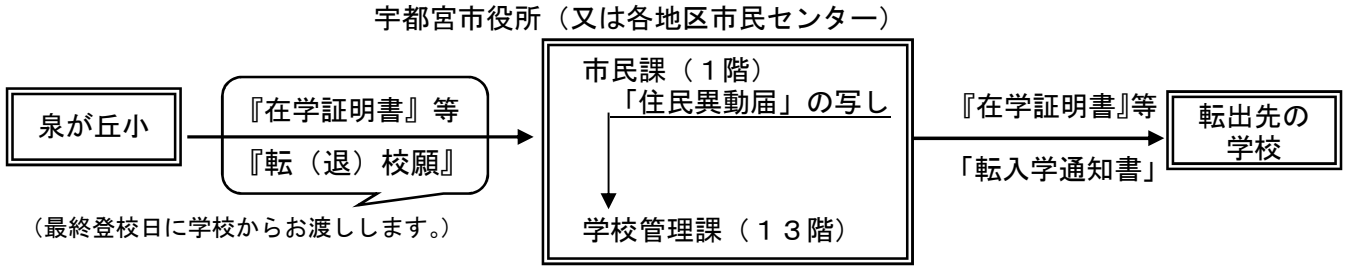
Ⅺ　転校の手続きについて

転校が決まりましたら，すみやかに学校へご連絡ください。必要な手続きをご案内します。右記各ＰＴＡ所属部長への連絡も併せてお願いいたします。

「転退校願」（学校から出される）を学校に提出した後，転出先の学校へのご連絡もお願いします。

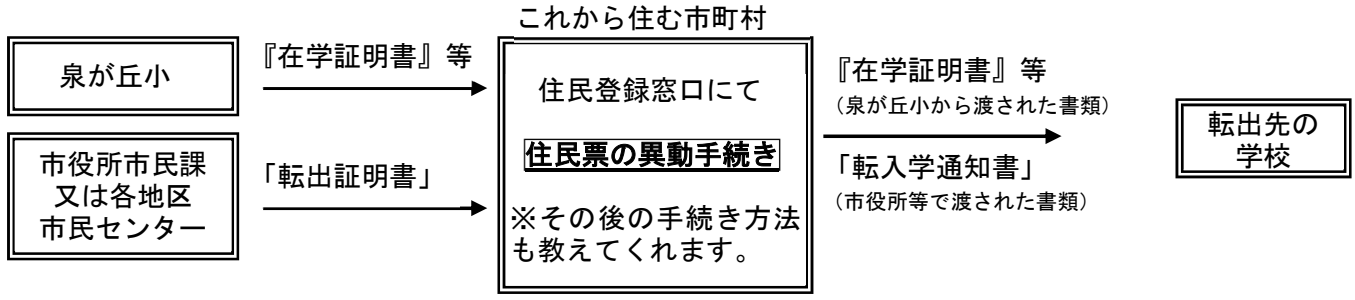
１　宇都宮市内に転校する時

（１）学校に『転（退）校願』を提出し，『在学証明書』等の関係書類の交付を受けてください。
（２）市庁舎１階市民課（又は各地区市民センター）で住民票の異動をし，「住民異動届」の写しの交付を受けてください。
（３）市庁舎１３階学校管理課（又は各地区市民センター）に『在学証明書』等の関係書類と「住民異動届」の写しを持って，「転入学通知書」の交付を受けてください。
（４）転出先の学校に「転入学通知書」および『在学証明書』等の関係書類をご持参ください。



２　宇都宮市外の学校に転校する時

（１）学校に『転（退）校願』を提出し，『在学証明書』等の関係書類の交付を受けてください。
（２）市庁舎１階市民課（又は各地区市民センター）で住民票の異動をし，「住民異動届」の写しの交付を受けてください。
（３）これから住む市町村に「住民票」の異動手続きをする時，学校関係の手続きをしたい旨を申し出てください。



Ⅻ　ＰＴＡ活動について（案）※ＰＴＡ総会での承認を経て，正式決定となります。

１　宇都宮市立泉が丘小学校　ＰＴＡ会則

第１章　総　則

第１条（名称及び事務所）

本会は宇都宮市立泉が丘小学校ＰＴＡと称し，事務所を宇都宮市立泉が丘小学校（以下，本校という）内に置く。

第２条（目　的）

本会は，父母またはこれに代わる者（以下,「保護者」という）と教職員が協力して，学校と家庭と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第３条（活　動）

本会は，前条の目的を遂げるために次の事業を行う。

１　会員相互の研修と親睦を図るとともに学校と家庭の教育を理解しあうよう努める。

２　学校と家庭とが連絡しあって，児童の生活指導育成を図る。

３　児童の生活環境をよくする。

４　その他必要と認める事項。

第４条（方　針）

本会は，教育振興を本旨とする民主団体として，次の方針に従って活動する。

１　児童青少年教育や福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。

２　会員の総意に基づいて，保護者と教職員が会員として同等の立場で運営される。

３　特定の政党や宗派にかたよる活動や営利を目的とする行為は行わない。

第２章　会　員

第５条（会　員）

本会の会員になることができるのは，次のとおりとする。

１　本校に在学する児童の保護者。

２　本校に勤務する教職員。

第３章　役　員

第６条（役　員）

本会の役員は，次のとおりとする。

１　会　長　　１名（Ｐ）

２　副会長　　若干名（Ｐ若干名，Ｔ副校長）

３　書　記　　３名（Ｐ２，Ｔ主幹教諭）

４　会　計　　３名（Ｐ２，Ｔ事務職員）

第７条（任　務）

役員の任務は，次のとおりとする。

１　会長は本会を代表し，会務を処理する。

２　副会長は会長を補佐し，会長事故あるときはその職務を代行する。

３　書記は各種会議の重要事項を記録し，会の庶務を行う。

４　会計は会計事務を処理し，総会において決算の報告を行う。

第８条（選　出）

役員の選出は，次のとおりとする。

１　役員は，役員指名委員会において，会員の中から指名された役員候補者を総会で承認する。

２　役員は，他に役員又は会計監査を兼ねることはできない。

第９条（任　期）

役員の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

第４章　会計監査

第１０条（構　成）

本会に，会計を監査するために３名（Ｐ２，Ｔ１）の会計監査委員をおく。

第１１条（任　務）

会計監査委員は，必要に応じ監査をすることができる。

第１２条（選出・任期）

会計監査委員の選出・任期は役員に準ずる。

第５章　会　議

第１３条（構　成）

本会の会議は，総会・運営委員会・役員会とする。

第１４条（総　会）

総会は本会の最高議決機関であり，全会員をもって構成し会長が招集する。

１　総会は，定期総会及び臨時総会とする。

（１）　定期総会は，毎年度初めに開き，予算・決算・会務報告・事業計画・役員選出・会則改正・その他重要事項を審議する。

（２）　臨時総会は，運営委員会が必要と認めたとき，または，会員の３分の１以上の要請があったときに開催する。

２　総会は，会員の２分の１以上の出席をもって成立する。（委任状を含む）

３　総会の議長は会員の中から選出する。

第１５条（運営委員会）

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり，役員・専門部長・専門委員長及び学年委員長をもって構成し，会長が招集する。

第１６条（役員会）

役員会は会長・副会長・書記・会計・副校長・主幹教諭・事務職員に校長を加え，会長が招集する。

第１７条（議　決）

会議の議事は出席会員の過半数をもって議決する。

第６章　専門部・専門委員会・学年委員会

第１８条（構　成）

本会の目的達成のために次の専門部・専門委員会・学年委員会を置く。各部・各委員の選出・活動については細則に定める。

１　専門部

①　総務部　　②　広報部　　③　研修部　　④　体育部　　⑤　厚生部

２　専門委員会

① 生活指導委員会　② 地域活動委員会　③ ベルマーク委員会　④ 交通安全委員会

３　学年委員会

① 第１学年委員会　② 第２学年委員会　③ 第３学年委員会　④ 第４学年委員会

⑤ 第５学年委員会　⑥ 第６学年委員会　⑦ 卒業準備委員会

第１９条（開　催）

専門部会は部長，専門委員会は委員長，学年委員会は学年委員長が招集する。

第７章　会　計

第２０条（経　費）

本会の経費は，会費及びその他の収入をもってあてる。

第２１条（会　費）

本会の会費は，月額とし細則に定める。

第２２条（会　計）

本会の会計は，総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし，やむを得ない場合は，運営委員会の承認を得た補正予算に基づいて行う。

第２３条（決算報告）

本会の決算は，会計監査を経て総会に報告し，承認を得なければならない。

第２４条（会計年度）

本会の会計年度は，４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第８章　規　程

第２５条（慶　弔）

本会の運営に必要な慶弔規程を別に定める。

第９章　改　廃

第２６条（改　廃）

本会則は，運営委員会で発議し，総会において出席者の３分の２以上の同意がなければ改廃することはできない。

第１０章　補　則

第２７条（校　長）

本校校長は，必要に応じて各会議に出席し，学校経営並びに教育上の意見を述べることができる。

第２８条（顧　問）

本会に必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。顧問は，運営委員会の推薦により会長が委嘱する。顧問は，会長の諮問に答え，会議に出席し意見を述べることができる。

第２９条（細則・規程）

本会の運営に必要な細則・規程は，本会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。

第３０条（細則・規程承認）

運営委員会が細則・規程を制定又は改廃した時は，その事項を次の総会に報告し，承認を得なければならない。

第３１条（規　定）

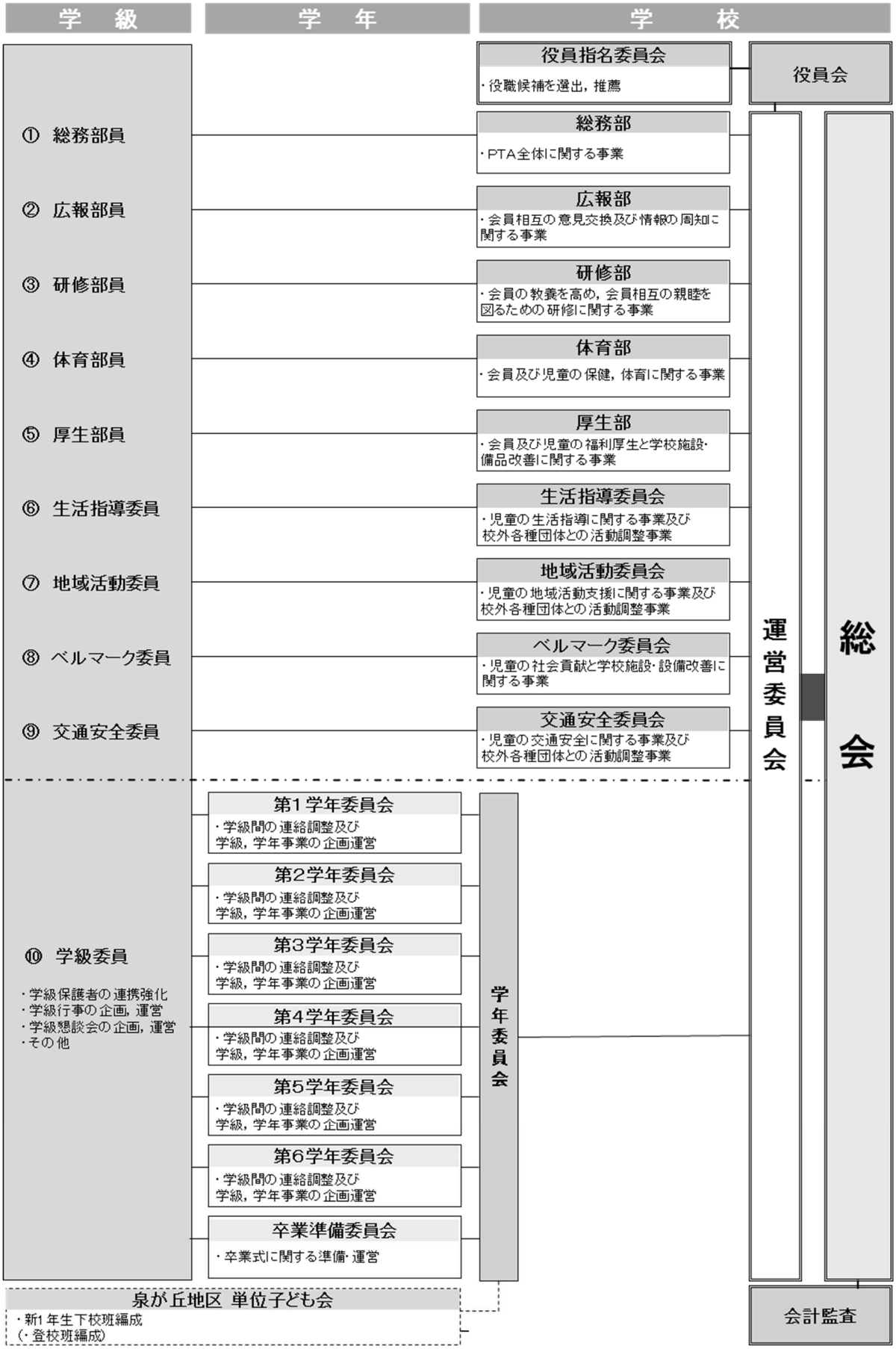
本会則及び細則・規程に定めるものの他必要な規則は，役員会で協議し，運営委員会に諮り定めることができる。

付　則

本会則は，昭和４７年　４月　１日　より施行する。
昭和５３年　４月２２日　一部改正する。
昭和５４年　４月２１日　一部改正する。
昭和５６年　４月２５日　一部改正する。
昭和５８年　４月３０日　一部改正する。
昭和６０年　４月２０日　一部改正する。
平成　元年　４月１５日　一部改正する
平成　５年　４月２４日　一部改正する。
平成　５年１２月　４日　一部改正する。
平成　７年　４月２１日　一部改正する。
平成１０年　４月２４日　一部改正する。
平成１１年　４月２７日　一部改正する。
平成１２年　４月２１日　一部改正する。
平成１６年　４月２３日　一部改正する。
平成１９年　４月２０日　一部改正する。
平成２４年　４月１８日　一部改正する。
平成２５年　４月１７日　一部改正する。
平成２９年　４月２１日　一部改正する。
平成３０年　４月２０日　一部改正する。
令和　３年　４月２１日　一部改正する。（第７章 第２２条について）
令和　８年　４月２４日　一部改正する。（第２章 第５条について）

２　ＰＴＡの組織について

令和８年度　宇都宮市立泉が丘小学校ＰＴＡ組織図（案）



３　宇都宮市立泉が丘小学校　ＰＴＡ細則

第１章　目　的

第１条（目　的）

本細則は，宇都宮市立泉が丘小学校ＰＴＡ会則に基づいて，本会の運営上必要な事項を定めるものである。

第２章　会　費

第２条（会　費）

本会の会費は，次のとおりとする。

会　費　　月額　４５０　円

第３章　専門部

第３条（役　員）

専門部には，各部毎に部長（Ｐ１名）・副部長（Ｐ若干名・Ｔ１名）を置く。

第４条（選　出）

専門部長の選出は，役員に準ずる。副部長は，年度初めの部会で互選する。

第５条（総務部）

本会に総務部を置く。

１　各学級より選出された部員と教職員で構成される。

２　ＰＴＡ全体に関する事業を主として行う。

（１）ＰＴＡ総会資料の作成，総会運営

（２）ＰＴＡ歓送迎会の企画，運営

（３）地域文化祭への参加

（４）運動会への協力

（５）その他必要な事項

第６条（広報部）

本会に広報部を置く。

１　各学級より選出された部員と教職員で構成される。

２　会員相互の意見交換及び情報の周知に関する事業を主として行う。

（１）ＰＴＡ広報誌の発行

（２）運動会への協力

（３）その他必要な事項

第７条（研修部）

本会に研修部を置く。

１　各学級より選出された部員と教職員で構成される。

２　会員の教養を高め，会員相互の親睦を図るための研修に関する事業を主として行う。

（１）ＰＴＡ講習会の企画，運営

（２）地区盆踊り大会支援

（３）運動会への協力

（４）その他必要な事項

第８条（体育部）

本会に体育部を置く。

１　各学級より選出された部員と教職員で構成される。

２　会員及び児童の保健，体育に関する事業を主として行う。
（１）市Ｐ連ソフトボール大会参加，協力
（２）市Ｐ連バレーボール大会参加，協力
（３）学年対抗球技大会の企画，運営
（４）運動会への協力
（５）その他必要な事項

第９条（厚生部）

本会に厚生部を置く。

１　各学級より選出された部員と教職員で構成される。
２　会員及び児童の福利厚生と学校施設改善の協力に関する事業を主として行う。
（１）ＰＴＡ奉仕作業の企画，運営
（２）運動会への協力
（３）その他必要な事項

第４章　専門委員会

第１０条（役　員）

専門委員会は，各委員会毎に委員長（Ｐ１名）・副委員長（Ｐ若干名・Ｔ１名）を置く。

第１１条（選　出）

専門委員長の選出は，役員に準ずる。副委員長は，年度初めの委員会で互選する。

第１２条（生活指導委員会）

本会に生活指導委員会を置く。

１　各学級より選出された委員と教職員で構成される。
２　児童の生活指導に関すること，校外各種団体との活動調整事業を主として行う。
（１）下校指導の実施
（２）「こども１１０番の家」との連携
（３）校外生活指導の実施
（４）運動会への協力
（５）その他必要な事項

第１３条（地域活動委員会）

本会に地域活動委員会を置く。

１　各学級より選出された委員と教職員で構成される。
２　児童の地域活動支援に関すること，校外各種団体との活動調整事業を主として行う。
（１）地域ウォークラリー支援
（２）地域文化祭への参加
（３）運動会への協力
（４）その他必要な事項

第１４条（ベルマーク委員会）

本会にベルマーク委員会を置く。

１　各学級より選出された委員と教職員で構成される。
２　児童の福利厚生と学校施設・設備改善への協力に関する事業を主として行う。
（１）ベルマーク回収と整理
（２）運動会への協力
（３）その他必要な事項

第１５条（交通安全委員会）

本会に交通安全委員会を置く。

1　各学級より選出された委員と教職員で構成される。

2　児童の交通安全指導に関する事業を主として行う。

（1）登校指導の実施

（2）交通安全県民総ぐるみ運動への協力

（3）運動会への協力

（4）その他必要な事項

第５章　学年委員会

第１６条（役　員）

学年委員会には学年委員長（Ｐ１名）学年副委員長（Ｐ若干名）を置く。

各学年委員会・卒業準備委員会には，委員長（Ｐ１名）・副委員長（Ｐ若干名・Ｔ１名）を置く。

第１７条（選　出）

各学年委員会・卒業準備委員会の正副委員長の選出は，年度初めの~~学年~~委員会で互選する。

第１８条（構　成）

各学年委員会は，正副委員長及び各学級委員と各学年担任により構成される。

卒業準備委員会は，第６学年各学級より選出された委員と教職員で構成される。

第１９条（任　務）

各学年委員会は，学級間の連絡調整を図るとともに，学年及び学級の活動を主として行う。

（1）親子ふれあい活動

（2）学年，学級諸活動・行事の支援・協力

（3）新１年生下校班編成の運営

（4）運動会への協力

（5）その他必要な事項

卒業準備委員会は、卒業に関する事業を主として行う。

（1）卒業準備品の手配・協力など

（2）運動会への協力

（3）その他必要な事項

第６章　部員・委員の選出

第２０条（選　出）

専門部・専門委員会・各学年委員会の部員・委員の選出は次のとおりとする。

（1）すべての会員は，専門部・専門委員会・学年委員会のいずれかに所属する。

（2）役員指名委員会より選出される役員・専門部部長・専門委員会委員長・学年委員長・会計監査は除く。

（3）各地区（子ども会育成会）の会長は除くことができる。

第２１条（所　属）

各年度におけるＰＴＡ組織（部員・委員）編成は次のとおりとする。

（1）１学期始業式後直ちに所属希望をとる。

（2）所属希望者数の調整をし，第１回学級懇談会において所属を決定する。

第７章　役員指名委員会

第２２条（構　成）

役員指名委員会の構成は次のとおりとする。

（1）役員，会計監査，顧問

（２）専門部部長，専門委員会委員長
（３）学年委員長
（４）その他，必要に応じて現職の役員等
（５）教職員（若干名）

第２３条（選　出）

本委員会に，委員長１名・副委員長若干名置き，委員長・副委員長は第１回委員会で互選する。

第２４条（任　務）

本委員会は，本会の次の役職候補を選出し，総会において推薦する。

（１）会　　長	１名（Ｐ）	（７）総　務　部　長	Ｐ１名
（２）副 会 長	若干名（Ｐ若干名・Ｔ２）	（８）広　報　部　長	Ｐ１名
（３）書　　記	３名（Ｐ２・Ｔ１）	（９）研　修　部　長	Ｐ１名
（４）会　　計	３名（Ｐ２・Ｔ１）	(10) 体　育　部　長	Ｐ１名
（５）会計監査	３名（Ｐ２・Ｔ１）	(11) 厚　生　部　長	Ｐ１名
（６）顧　　問	若干名（会長承認後委嘱）	(12) 生活指導委員長	Ｐ１名
		(13) 地域活動委員長	Ｐ１名
		(14) ベルマーク委員長	Ｐ１名
		(15) 交通安全委員長	Ｐ１名
		(16) 学年委員長	Ｐ１名

第２５条（招　集）

本委員会の第１回開催は会長が招集し，第２回開催以降は委員長が招集する。

第２６条（解　散）

本委員会は，総会においてその任務を終えたときに解散する。

付　則

本細則は，平成　５年１２月　４日　より施行する。
平成　７年　４月２１日　一部改正する。
平成　９年　４月２５日　一部改正する。
平成１０年　４月２４日　一部改正する。
平成１１年　４月２７日　一部改正する。
平成１２年　４月２１日　一部改正する。
平成１５年　４月２５日　一部改正する。
平成１６年　４月２３日　一部改正する。
平成１８年　４月２１日　一部改正する。
平成２５年　４月１７日　一部改正する。
平成２９年　４月２１日　一部改正する。
平成３０年　４月２０日　一部改正する。
令和　８年　４月２０日　一部改正する。

４　宇都宮市立泉が丘小学校　ＰＴＡ慶弔規程

第１条　宇都宮市立泉が丘小学校ＰＴＡは，会員並びにその家族の慶弔の際，別表の定めにより慶弔の意をあらわすものとする。

第２条　この規程に定めのないものについては，正副会長がその都度協議して決める。

【　別　表　】

種　別	項　　目	金　　額
保　護　者	・死亡の場合	１０，０００円・生花一基
	・傷病による１０日以上の入院	５，０００円
教　職　員	・結婚の場合	５，０００円
	・出産の場合	５，０００円
	・転退職の場合	５，０００円
	・死亡の場合	１０，０００円・生花一基
	・傷病による１０日以上の入院	５，０００円
	・家族（配偶者，子，実父母）の死亡の場合	５，０００円・生花一基
児　　童	・死亡の場合	１０，０００円・生花一基

付　則

本規程は，昭和５４年　４月２１日　より施行する。
昭和５６年　４月２５日　一部改正する。
平成　元年　４月１５日　一部改正する
平成　５年１２月　４日　一部改正する。
平成　９年　４月２５日　一部改正する。
平成１１年　４月２７日　一部改正する。
平成１５年　４月２５日　一部改正する。
平成１６年　４月２３日　一部改正する。
平成２４年　４月１８日　一部改正する。
平成２５年　４月１７日　一部改正する。

※　保護者の皆様が，傷病により１０日以上入院なさった場合は，担任までお知らせください。